

高齢者生協在宅支援センターあまこだ

居宅介護支援サービスのご紹介(重要事項説明書)

【令和8年3月1日現在】

1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象として、住み慣れたご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、お客様の心身の状態やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」の作成やサービスの調整を行います。

2 サービスの担当者

お客様のご相談に応じる担当者は、厚生労働省令で定められた試験に合格し、所定の研修を修了した下記の介護支援専門員が担当いたします。ご不明な点等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

担当者名 長江 新子、岩田 順子、東 智子、西田典子、西岡泰樹

電話番号 052-771-1133

FAX番号 052-771-1275

3 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	高齢者生協在宅支援センターあまこだ
所在地	名古屋市守山区向台一丁目1218番地
介護保険指定番号	2371301330
通常のサービス提供地域	名古屋市、春日井市、尾張旭市

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域
※上記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

(2) 当事業者の特徴(運営方針)

- 心のケアを大切に、利用者の方の立場に寄り添った介護計画を作成します。
- 住み慣れた自宅で、地域で、生き甲斐のある生活ができるよう支援します。

(3) 介護支援専門員の体制

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1名		ケアマネジメント業務の総括・代表、介護支援専門員兼務
介護支援専門員	3名	2名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施

(4) 営業日・営業時間

営業日	月～金曜日(但し、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前9時～午後6時

(5) 課題分析

所定のアセスメント方式を用いて実施します。

4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めて参ります。

- (1) お客様から居宅介護支援サービスの利用申し込み
↓
- (2) お客様のご自宅を訪問し、お客様の心身の状態や置かれている環境等を調整し、可能な限りご自宅で自立した日常生活が出来ますよう、解決すべき課題を把握・分析します。
↓
- (3) お客様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。
↓
- (4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、お客様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票(居宅サービス計画)」を作成します。
また、介護サービスを利用された際に、お客様のご負担となる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解をいただきます。
↓
- (5) 「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
↓
- (6) 介護サービス提供後も、継続的にお客様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票(居宅サービス計画)」の変更を行います。

5 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
ご連絡がないと、お客様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) お客様は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めると、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求められます。

6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

- (1) お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請(新規・変更・更新)を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (3) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

7 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

- 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。
- ただし、保険料の滞納等により法廷代理受領ができない場合には、要介護度に応じて、1ヶ月当たりの介護報酬と同額の利用料をご負担いただくことになります。

8 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には、事前にご了解を頂きます。

10 サービス内容に関する苦情

お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、下記までご連絡下さい。

- 高齢者生協在宅支援センターあまこだお客様相談窓口(担当責任者:長江新子)
 - 電話番号 052-771-1133
 - Fax番号 052-771-1275
- 名古屋市健康福祉局介護指導課
 - 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 - 電話番号 052-972-2539
 - Fax番号 052-972-4147
- 愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室
 - 所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階
 - 電話番号 052-971-4165
 - Fax番号 052-962-8870
- 春日井市健康福祉部介護保険課
 - 所在地 春日井市烏居松町五丁目44番地
 - 電話番号 0568-85-6196、6199、6921
- 尾張旭市健康福祉部長寿課長寿支援係
 - 所在地 尾張旭市東大道町原田2600番地1
 - 電話番号 0561-76-8138

11 その他重要事項

居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業者に依頼することは、お控え下さるようよろしく
お願いします。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護支援の提供開始にあたり、
(甲1)(甲2)に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 高齢者生協在宅支援センターあまこだ
説明者氏名

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。
私は、居宅介護支援の提供開始に同意します。

(甲1) 利用者(成年後見人/補助人・保佐人・後見人)

氏名

署名代筆者(利用者との関係)

氏名 ()

(甲2) 利用者家族の代表(続柄)

氏名 ()

〒463—0036

名古屋市守山区向台一丁目1218番地

高齢者生協在宅支援センターあまこだ

電話 052-771-1133

FAX 052-771-1275